

議案第 10 号

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)
第 1 条 瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「その他前各号」を「前各号に掲げるもののほか、これら」に改め、同条第 3 項中「従事している者又は同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親以外の者」を「従事しているもの又は同法第 6 条の 4 に規定する里親以外のもの」に改める。

第 3 条第 1 項中「該当するもの」を「該当する者」に、「行われる者又はこれに準ずる者」を「行われるもの又はこれに準ずるもの」に改め、同条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第

6 条の 4」に改める。

第 4 条第 1 項第 2 号中「同じくする者」を「同じくするもの」に改める。

第 7 条第 1 項中「その他の者」を「その他のもの」に改める。

第 7 条の 2 第 2 項中「入院時食事療養標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

(瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成 5 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「行われる者」を「行われるもの」に改め、同条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

(瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 19 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「行われる者」を「行われるもの」に改め、同条第 2 項第 3 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの</u></p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に<u>従事しているもの又は同法第6条の4に規定する里親以外のもの</u>をいう。</p> <p>4 略 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに<u>該当する者</u>であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が<u>行われるもの又はこれに準ずるもの</u>であって規則で定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第<u>6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p>	<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p>(5) <u>その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの</u></p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であって、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に<u>従事している者又は同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者</u>をいう。</p> <p>4 略 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに<u>該当するもの</u>であって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が<u>行われる者又はこれに準ずる者</u>であって規則で定めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第<u>6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されて</p>

(所得の制限)

第4条 略

(1) 略

(2)ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2及び3 略

第5条及び第6条 略

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 略

(一部負担金等相当額等の支払方法)

第7条の2 略

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、同項の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

第8条から第11条 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

いる者

(所得の制限)

第4条 略

(1) 略

(2)ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくする者の前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2及び3 略

第5条及び第6条 略

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 略

(一部負担金等相当額等の支払方法)

第7条の2 略

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける第6条第2項に規定する規則で定める者は、同項の入院時食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

第8条から第11条 略

第2条による改正

瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が<u>行われるもの</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条から第11条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が<u>行われる者</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条から第11条 略</p>

第3条による改正

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が<u>行われるもの</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条から第12条 略</p> <p>別表 略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条及び第2条 略 (対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が<u>行われる者</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者</p> <p>第4条から第12条 略</p> <p>別表 略</p>

